

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（脳性まひ）

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害とは、主として脳性まひのことであり、脳の神経制御機構の障害によって上肢の機能に異常が生じている場合（脳病変上肢機能障害）と、下肢や体幹即ち移動機能に異常が生じている場合（脳病変移動機能障害）のそれぞれについて判定基準が設けられている。しかし、このことは両者が障害種別的に異なったものであることを意味するものではなく、これらはあくまでも判定基準上の区分であることを考慮に入れておく必要がある。

（1）脳病変上肢機能障害

脳病変上肢機能障害で両上肢に機能障害がある場合は、紐むすびテスト（5分間に長さが概ね43cmのとじ紐を何本結ぶことができるかを検査するもの）の結果によって、また、一上肢の機能のみに障害がある場合は、5つの生活関連動作（1.封筒を鋏で切る時に固定する、2.財布からコインを出す、3.傘をさす、4.健側の爪を切る、5.健側のそで口のボタンをとめる）のいずれが出来るかによってそれぞれ障害等級を判定する。

<1級>

1級は、両上肢の機能に障害があり、上述した紐結びテストの成績が19本以下のものを指すが、今回の事例では該当者は居なかった。

<2級>

2級の脳原性運動障害者は、両上肢に機能障害のあるものは紐結びテストの成績が33本以下、一上肢に機能障害があるものは上記の5つの動作の全てが出来ないものであり、上肢を使用する日常生活動作が非常に制限された状態にある。

雇用事例がいずれの等級に関しても、充分入手できなかったため、一般化して論じることが出来ないが、企業が雇用に際して配慮している配慮内容の中には、キーボードを足で操作できるように改善したり、片手で作業できる仕事（ワープロ業務）へ配転するといったものもあり、上肢機能を何らかの方法で補完したり、あるいは上肢の使用負担を軽減する配慮を行うことによって事務的な作業の遂行を可能にしている事例もあった。

<3級>

3級の場合、両上肢障害の場合は、紐結びテストの成績が47本以下、一上肢障害の場合は、上記の5動作のうち、どれか1動作しかできないもので、上肢を使用する日常生活は著しく制限されるが、全く不可能だと言うわけではない。企業の配慮内容の中では、重量物の運搬が出来ないために、配置換えをしたというものもあったが、相談員や専任カウンセラーを配置したり、家族との連携、職員の教育・啓

蒙、緊急時の介助者の指定といった、人的な支援体制に関わる配慮が比較的多く行われている。

<4 級～6 級>

4 級から 6 級の場合も、紐結びテストの成績と上記 5 つの生活関連動作の可否によって定義されている。企業が回答してきた配慮内容としては上肢の機能障害に直接関連するものというより、人的環境を整備し、情意的な面に配慮するという傾向のものが多かった。

(2) 脳病変移動機能障害

脳病変運動機能障害者の等級は、歩行能力や立位の維持、椅子からの立ち上がりの可否等によって判定される。

<1 級>

1 級の場合は、つたい歩きを含めて歩行がいっさい出来ない状態にあり、立位を保持することも、椅子から立ち上がることもできず、多くが車椅子の利用者である。雇用事例は少なかったが、配慮内容としては通勤、健康管理、コミュニケーションへの配慮のほか、スロープや自動ドアの設置、研修時の移動経路やスペースの配慮といった車椅子での移動、歩行に関するものが多かった。

<2 級>

2 級の場合は、つたい歩きが可能であるが直立の保持が出来ず移動に関してはやはり車椅子の利用が主になる。企業から寄せられた配慮内容の中にも車椅子用トイレを設置したり、車椅子がすれ違うことが出来るように廊下や通路を広めにしたり、段差にスロープを設置するといった、主に車椅子利用者を想定したものが多く、ほぼ 1 級と同様の配慮となっている。

<3 級>

3 級の場合は、支持なしで立位を保持し、その後 10m は歩行できるが、椅子から立ち上がったり椅子に座ったりする動作が出来ない。1 級、2 級と同様に、車椅子を使用する機会が多いが、近距離であれば自力歩行も可能である。具体的に企業が配慮している内容は、やはり段差の解消といったような車椅子での移動に配慮したものが一方、手摺の設置といった、車椅子を使用しない移動に配慮したものもあった。

<4 級～6 級>

4 級から 6 級までの場合は、車椅子に依存せずに歩行することがある程度可能であり、配慮内容も障害者自身の情意的な面でのバックアップや、作業の負担を軽減するといったものが多かった。

〔脳上肢 2級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 2級
事務的職業

件数 27
人数 2

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	16			
便所の改善	2	100.0%	車椅子用トイレ2個、男女各トイレに手すりの設置	2
玄関等のアプローチの改善	2	100.0%	スロープの設置及び段差なしとし、床面を平坦とした。	2
廊下・通路の改善	2	100.0%	車椅子がすれ違うことのできる広さと段差なし	2
室内出入口の改善	2	100.0%	全てがガラス入り吊り下げ引戸とし、安全を確保	2
駐車施設の改善	2	100.0%	車椅子専用駐車場への屋根設置	2
避難施設の改善	2	100.0%	スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置	2
休憩・休養室等の改善	2	100.0%	ソファー等を設置	2
建物に関する他の改善	2	100.0%	保健室の設置	2
作業の改善	4			
作業テーブル・台・机の改善	1	50.0%	専用机及びイスの設置	1
安全設備の改善	1	50.0%	照明器具設置	1
就労機器(製造部門機器)の改善	2	100.0%	キーボードを足操作可能に改善(シフトロック機能込) ワープロのシフトキーの改善(シフトロック機能)	1 1
その他の労働環境への配慮	7			
通勤への配慮	1	50.0%	通勤用送迎バスを使用	1
住宅への配慮	1	50.0%	社宅の風呂とトイレを改善	1
家族との連携	1	50.0%	送迎時に連絡を取る	1
労働条件への配慮	1	50.0%	障者を考慮し片手で行えるワープロ業務へ配転	1
コミュニケーションへの配慮	1	50.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1
障害者への教育・訓練	2	100.0%	リーダーによる個別指導	2

〔脳上肢 2級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 16
人数 4

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	5			
便所の改善	2	50.0%	障害者用トイレの設置(体育館) 洋式トイレの設置予定	1 1
玄関等のアプローチの改善	1	25.0%	スロープの設置	1
室内出入口の改善	1	25.0%	作業場入口にスロープを取り付けた	1
駐車施設の改善	1	25.0%	職場近くに駐車場を断保	1
その他の労働環境への配慮	11			
通勤への配慮	1	25.0%	自家用自動車通勤を許可	1
家族との連携	1	25.0%	近隣者および家族の連絡先の確認	1
相談員、カウンセラーの配置	1	25.0%	相談員現在3名、近く認定講習4名受講予定	1
健康管理への配慮	2	50.0%	看護婦が常駐。産業医による週一回の回診 産業医が月2回来社し、健康相談を実施。	1 1
労働条件への配慮	1	25.0%	職場内での安全面の配慮。	1
コミュニケーションへの配慮	3	75.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	3
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	25.0%	朝礼等において、受け入れの理解と協力依頼の啓蒙	1
障害者への教育・訓練	1	25.0%	衛生教育の実施	1

【脳上肢 3級 総括表】

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 3級

事務的職業の場合 (人数3人 件数4件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 家族との連携	1	33%	近隣者および家族の連絡先の確認	1	33%
1 管理職及び職員の教育、啓蒙	1	33%	月1回の育成担当者及び所属長との話し合い。状況報告シートの作成	1	33%
1 相談員、カウンセラーの配置	1	33%	産業カウンセラーと契約、必要に応じて相談可能	1	33%
1 通勤への配慮	1	33%	駐車場の割当場所を職場に近いエリアに変更	1	33%
1 便所の改善	1	33%	洋式トイレに変更	1	33%

〔脳上肢 3級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 3級

事務的職業

件数 5
人数 3

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	1			
便所の改善	1	33.3%	洋式トイレに変更	1
その他の労働環境への配慮	4			
通勤への配慮	1	33.3%	駐車場の割当場所を職場に近いエリアに変更	1
家族との連携	1	33.3%	近隣者および家族の連絡先の確認	1
相談員、カウンセラーの配置	1	33.3%	産業カウンセラーと契約、必要に応じて相談可能	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	33.3%	月1回の育成担当者及び所属長との話し合い。状況報告シートの作成	1

【脳上肢 3級 総括表】

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合 (人数3人 件数10件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	3	100%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	3	100%
2 労働条件への配慮	2	67%	重量物が持てないので、配置換えをした。	1	33%
			本人の希望職種に配属	1	33%
2 家族との連携	1	33%	必要時は常に連絡とれる体制にある	1	33%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	1	33%	人権研修の徹底を図る。	1	33%
2 勤務時間	1	33%	フレックスタイム制	1	33%
2 住宅への配慮	1	33%	単身寮、家族寮の完備。持家の為の貸付け制度	1	33%
2 障害者への教育・訓練	1	33%	OJT、集合教育、職場実習等の実施	1	33%
2 職場介助者等作業補助者の配置	1	33%	緊急非難時、職場に応援者を義務付けている(安全衛生委員等)	1	33%
2 相談員、カウンセラーの配置	1	33%	事業部毎に相談員を配置、診療所に専任カウンセラーを配置。	1	33%
2 便所の改善	1	33%	和式を洋式に改善した。	1	33%

〔脳上肢 3級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 13
人数 3

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	1			
便所の改善	1	33.3%	和式を洋式に改善した。	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間	1	33.3%	フレックスタイム制	1
住宅への配慮	1	33.3%	単身寮、家族寮の完備。持家の為の貸付け制度	1
家族との連携	1	33.3%	必要時は常に連絡とれる体制にある	1
相談員、カウンセラーの配置	1	33.3%	事業部毎に相談員を配置、診療所に専任カウンセラーを配置。	1
労働条件への配慮	2	66.7%	重量物が持てないので、配置換えをした。 本人の希望職種に配属	1 1
コミュニケーションへの配慮	3	100.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	3
職場介助者等作業補助者の配置	1	33.3%	緊急非難時、職場に応援者を義務付けている(安全衛生委員等)	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	33.3%	人権研修の徹底を図る。	1
障害者への教育・訓練	1	33.3%	OJT、集合教育、職場実習等の実施	1

【脳上肢 4級 総括表】

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 4級

事務的職業の場合 (人数1人 件数3件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 相談員、カウンセラーの配置	1	100%	常に産業医との連携が可能	1	100%
1 労働条件への配慮	1	100%	残業の規制	1	100%
1 コミュニケーションへの配慮	1	100%	職場の上司がなるべく頻繁に話しかけをするようにしている	1	100%

〔脳上肢 4 級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 4級
事務的職業

件数 3
人数 1

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	3			
相談員、カウンセラーの配置	1	100.0%	常に産業医との連携が可能	1
労働条件への配慮	1	100.0%	残業の規制	1
コミュニケーションへの配慮	1	100.0%	職場の上司がなるべく頻繁に話しかけをするようにしている	1

【脳上肢 4級 総括表】

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合 (人数2人 件数3件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	1	50%	ゆつくりと時間をかけて話合う	1	50%
1 管理職及び職員の教育、啓蒙	1	50%	障害の内容を配慮した作業現場への配置と仲間の思いやりを啓発	1	50%
1 障害者への教育・訓練	1	50%	入社時、教育担当者が作業内容の指導教育および注意	1	50%

〔脳上肢 4級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 3
人数 2

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	3			
コミュニケーションへの配慮	1	50.0%	ゆっくりと時間をかけて話合う	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	50.0%	障害の内容を配慮した作業現場への配置と仲間の思いやりを啓発	1
障害者への教育・訓練	1	50.0%	入社時、教育担当者が作業内容の指導教育および注意	1

〔脳上肢 5級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 5級
技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 13
人数 4

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	13			
家族との連携	2	50%	生活相談員が連絡をとっている 電話連絡や、採用後1年以内に社長が家庭訪問を実施する	1 1
相談員、カウンセラーの配置	2	50%	生活相談員を配置している 班長、職業生活相談員が指導ガイドブックによる生活指導を行う	1 1
労働条件への配慮	1	25%	本人の適性に合った業務に従事させる	1
コミュニケーションへの配慮	4	100%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 生活相談員が随時コミュニケーションに努める	3 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	25%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	2	50%	安全衛生面を主に配慮 各班長へハンドブックの活用を啓蒙、週1回のミーティングを実施	1 1
障害者への教育・訓練	1	25%	OJTを基本にした職場教育	1

〔脳上肢 6級 詳細表〕

乳幼児期以前の脳病変による非進行性の上肢機能障害6級
事務的職業

件数 3
人数 2

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	3			
相談員、カウンセラーの配置	1	50.0%	全従業員を対象にカウンセリングルームあり年1回面談あり	1
健康管理への配慮	1	50.0%	主な事業所に医務室を設置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	50.0%	身障者雇用の好事例の配付、施設の見学等を実施	1

〔脳上肢 6級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 6
人数 3

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	6			
通勤への配慮	2	66.7%	通勤手当の支給 通勤用送迎バスを使用	1 1
住宅への配慮	1	33.3%	結婚した場合、住居費の半額を会社が補助。	1
相談員、カウンセラーの配置	1	33.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1
コミュニケーションへの配慮	1	33.3%	月に1回程度、個人面談を実施している。	1
障害者への教育・訓練	1	33.3%	朝礼等を通じて、教育訓練を実施している。	1

〔脳移動 1級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1級

事務的職業

件数 10
人数 3

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	3			
便所の改善	1	33%	出入口のスロープ、緊急時用電話の設置	1
玄関等のアプローチの改善	1	33%	スロープ、自動ドアの設置	1
室内出入口の改善	1	33%	スロープ、自動ドアの設置	1
その他の労働環境への配慮	7			
通勤への配慮	2	67%	通勤用送迎バスを使用	2
健康管理への配慮	2	100%	診療センターの充実	2
コミュニケーションへの配慮	2	67%	2ヶ月に1度個人面談を実施、年1回日帰りバスツアーを実施	2
障害者への教育・訓練	1	33%	研修する部屋を決める時に、移動経路・スペースの問題を考慮。	1

〔脳移動 2級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害2級

事務的職業

件数 27
人数 3

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	11			
便所の改善	2	22.2%	車椅子用トイレ2個、男女各トイレに手すりの設置 洋式トイレの設置	1 1
玄関等のアプローチの改善	2	22.2%	エレベーターの設置 スロープの設置。床面を平坦にした。	1 1
廊下・通路の改善	2	22.2%	安全スペースの確保 車椅子がすれ違うことのできる広さを確保。段差をなくす	1 1
室内出入口の改善	1	11.1%	全てガラス入り吊り下げ引戸とし、安全を確保	1
駐車施設の改善	1	11.1%	車椅子専用駐車場への屋根設置	1
避難施設の改善	1	22.2%	スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置	1
休憩・休養室等の改善	1	11.1%	ソファ等を設置	1
建物に関する他の改善	1	11.1%	保健室の設置	1
作業の改善	3			
作業テーブル・台・机の改善	2	22.2%	自動式商品移動台の設置 専用テーブルの設置	1 1
就労機器(事務機器)の改善	1	11.1%	キーボード操作用の自助具を使用	1
その他の労働環境への配慮	13			
通勤への配慮	3	44.4%	通勤用送迎バスを使用 駐車場の確保 自家用自動車通勤を許可	1 1 1
相談員、カウンセラーの配置	2	33.3%	産業カウンセラーと契約、必要に応じて相談可能 障害者職場生活相談員の選任、配置	1 1
労働条件への配慮	2	22.2%	越過勤務の回避。休憩時間取得の配慮 当人の障害部位を考慮し実行不可能な作業を排除する	1 1
コミュニケーションへの配慮	2	22.2%	2ヶ月に1度個人面談を実施し、年1回日帰りバスツアーを実施 担当係員等によるコミュニケーションの推進をはかる。	1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	2	22.2%	月1回の育成担当者及び所属長との話し合い。状況報告シート の作成 障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	1 1
障害者への教育・訓練	2	22.2%	コンピューター入力についての技術指導 OJTを基本にした職場教育	1 1

〔脳移動 2 級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 2 級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 21
人数 7

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	2			
玄関等のアプローチの改善	1	14.3%	段差にスロープを設置し歩行の不便さを改善	1
建物に関する他の改善	1	14.3%	職場の4S徹底、社内安全衛生委員による定期的巡視	1
作業の改善	2			
作業テーブル・台・機の改善	1	14.3%	腰掛けを改良	1
作業工程の改善	1	14.3%	作業工程細分化による職務分担の見直し	1
その他の労働環境への配慮	17			
通勤への配慮	2	28.6%	通勤用送迎バスを使用	2
家族との連携	2	28.6%	会社から親に電話連絡することになっている。 生活相談員が中心になって連絡をとっている。	1 1
相談員、カウンセラーの配置	2	28.6%	障害者職場生活相談員の選任、配置	2
健康管理への配慮	1	14.3%	職場の上司が健康状態を把握	1
労働条件への配慮	2	28.6%	労働時間短縮、残業の規制 能力・体力に応じた職場配置。	1 1
コミュニケーションへの配慮	3	42.9%	工場長が定期的に話し合いをしている 上司との面談を通じ、その都度職務の見直しの実施 レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	14.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	3	42.9%	障害者に関する刊行物、パンフレットの購読 生活指導を重点的にできるよう1名指導者として教育中 定期的に会話を実施。	1 1 1
障害者への教育・訓練	1	14.3%	OJT、小集団活動等を通じレベルアップをはかる。	1

〔脳移動 3級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 3級

サービスの職業

件数 10
人数 3

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	5			
便所の改善	1	33.3%	洋式トイレの設置	1
玄関等のアプローチの改善	1	33.3%	段差のあるアプローチにスロープを設置	1
廊下・通路の改善	1	33.3%	手すりを付け安全通路巾を確保	1
室内出入口の改善	1	33.3%	段差をなくした	1
休憩・休養室等の改善	1	33.3%	タタミ部分を設置	1
その他の労働環境への配慮	5			
相談員、カウンセラーの配置	1	33.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1
コミュニケーションへの配慮	2	66.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	2
職場介助者等作業補助者の配置	1	33.3%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1
障害者への教育・訓練	1	33.3%	マンツーマンによる実地訓練	1

【脳移動 3級 総括表】

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合 (人数8人 件数23件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 通勤への配慮	5	63%	通勤手当の支給	2	25%
			通勤用送迎バスを使用	1	13%
			自家用バイクの活用と駐車場の確保	1	13%
			通勤時の事故を避けるため、駅まで送迎している。	1	13%
2 家族との連携	3	38%	電話又は口頭で連絡している	3	38%
2 相談員、カウンセラーの配置	3	38%	当人も障害者である上司が相談にのっている	2	25%
			職業生活相談員の配置	1	13%
3 コミュニケーションへの配慮	2	25%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	2	25%
3 管理職及び職員の教育、啓蒙	2	25%	管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	2	25%
3 住宅への配慮	2	25%	住宅手当の支給	2	25%
3 障害者への教育・訓練	2	25%	集団教育を実施している	2	25%
3 労働条件への配慮	2	25%	能力・体力に応じた職場配置	2	25%
4 玄関等のアプローチの改善	1	13%	段差のあるアプローチにスロープを設置	1	13%
4 就労機器(製造部門機器)の改善	1	13%	ロータリープレスの充実	1	13%
4 便所の改善	1	13%	洋式トイレの設置	1	13%

〔脳移動 3級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 24
人数 8

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	2			
便所の改善	1	13%	洋式トイレの設置	1
玄関等のアプローチの改善	1	13%	段差のあるアプローチにスロープを設置	1
作業の改善	1			
就労機器(製造部門機器)の改善	1	13%	ロータリープレスの充実	1
その他の労働環境への配慮	21			
通勤への配慮	5	63%	通勤用送迎バスを使用	1
			自家用バイクの活用と駐車場の確保	1
			通勤時の事故を避けるため、駅まで送迎している。	1
			通勤手当の支給	2
住宅への配慮	2	25%	住宅手当の支給	2
家族との連携	3	38%	電話又は口頭で連絡している	3
相談員、カウンセラーの配置	3	38%	当人も障害者である上司が相談にのっている	2
			職業生活相談員の配置	1
労働条件への配慮	2	25%	能力・体力に応じた職場配置	2
コミュニケーションへの配慮	2	25%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	2	25%	管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	2
障害者への教育・訓練	2	25%	集団教育を実施している	2

【脳移動 4級 総括表】

乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 4級
 専門的・技術的職業の場合（人数2人 件数3件）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 勤務時間	1	50%	通常勤務	1	50%
1 健康管理への配慮	1	50%	定期健康診断の実施	1	50%
1 障害者への教育・訓練	1	50%	軽反障害の為、特別な配慮は不要	1	50%
1 駐車施設の改善	1	50%	専用駐車場の設置	1	50%

〔脳移動 4級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 3
人数 1

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	3			
相談員、カウンセラーの配置	1	100%	職業生活相談員が毎日巡回し安全面の配慮と激励を行っている。	1
労働条件への配慮	1	100%	作業環境面の安全配慮。	1
コミュニケーションへの配慮	1	100%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1

[脳移動 5級 詳細表]

乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 5級
事務的職業

件数 1
人数 1

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	1			
健康管理への配慮	1	100.0%	年2回、定期健康診断を実施	1

〔脳移動 5級 詳細表〕

乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 5級
事務的職業

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	件数	人数
その他の労働環境への配慮	5			5	4
通勤への配慮	1	25.0%	自宅より1時間以内の店舗に配属	1	
労働条件への配慮	1	25.0%	出来る限り軽作業をさせるように配慮している	1	
コミュニケーションへの配慮	2	50.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	1	1
障害者への教育・訓練	1	25.0%	個別に軽易な仕事より教育実習	1	

〔脳移動 6級 詳細表〕

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による異動機能障害6級

事務的職業

件数 4

人数 2

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	1			
避難施設の改善	1	50.0%	避難時の介添者を指定している。	1
その他の労働環境への配慮	3			
職場介助者等作業補助者の配置	1	50.0%	職場内に担当を置き、仕事及び生活両面のサポートを行っている	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	50.0%	身体障害に関する関係の資料の配付、施設の見学等を実施。	1
障害者への教育・訓練	1	50.0%	反復して指導、具体的に見本を示している	1